

個人情報保護とデータの利活用について ～個人情報保護の枠組み～

個人情報保護委員会事務局・金融庁・経済産業省

2024年12月2日

1 個人情報保護委員会事務局 説明資料

2 金融庁 説明資料

3 経済産業省 説明資料

1. 個人情報保護制度の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（**個人情報保護指針**）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

2. 民間部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの
(例：1枚の名刺)

① 取得・利用に関するルール

- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ・ 利用目的を通知又は公表する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する
個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報

(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

② 保管・管理に関するルール

- ・ データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の
権限を有する個人データ

④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- ・ 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

【個人関連情報】

生存する個人に関する情報であって、個人
情報、仮名加工情報及び匿名加工情報
のいずれにも該当しないもの

第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合、当該第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、あらかじめ本人の同意が得られていることなどを確認する。

3 - 1. 個人情報保護法による保護対象：個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等**（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）**により特定の個人を識別することができるもの**
（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

（例）

氏名

個人 太郎

顔写真



住所

（氏名と組み合わせた場合）

東京都●●区▲▲町

個人太郎

生年月日

（氏名と組み合わせた場合）

1980年●月▲日

個人太郎

- **個人識別符号**（以下①②のいずれかに該当するもの）**が含まれるもの**

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

➔ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒公的な番号

➔ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険者・被保険者番号等

3－2．個人情報保護法による保護対象：個人関連情報

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- **「個人に関する情報」**とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。
 - 「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

【個人関連情報に該当する事例】

事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例4) ある個人の位置情報

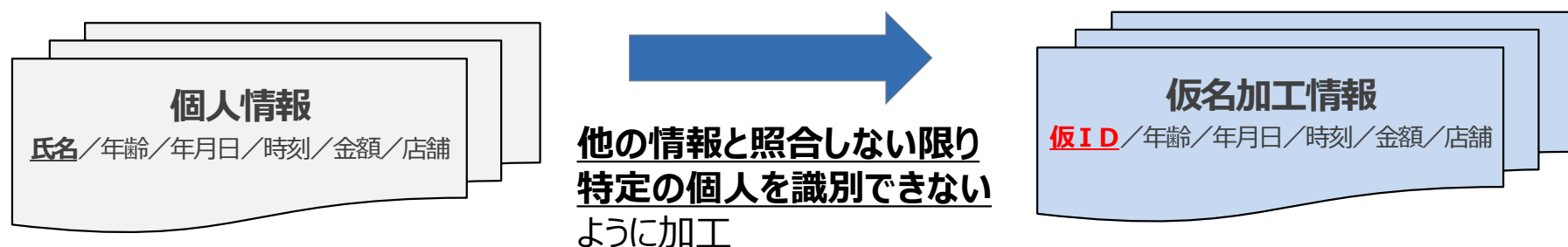
事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

3-3. 仮名加工情報及び匿名加工情報

個人情報に係る各種規律が緩和される類型として、仮名加工情報と匿名加工情報がある。

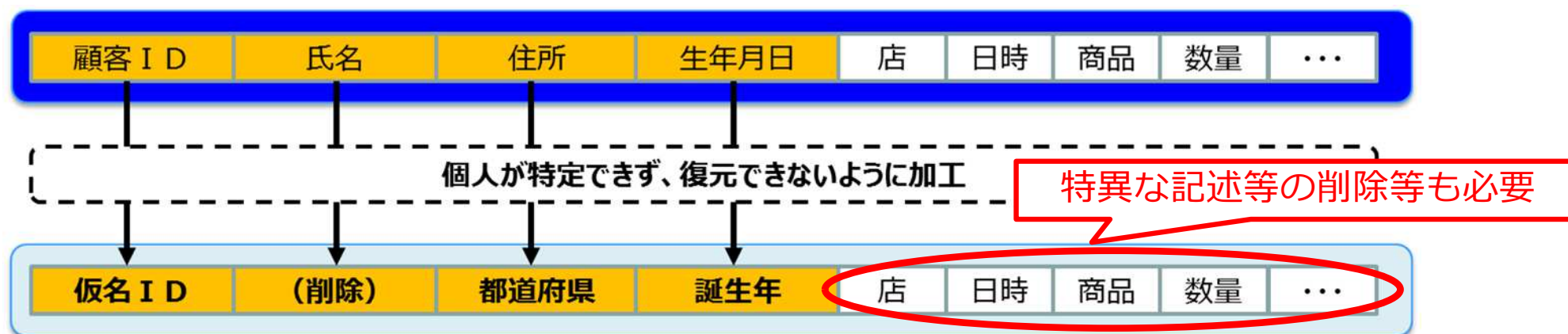
【仮名加工情報】

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。



【匿名加工情報】

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。



3－4．個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

仮名加工情報と匿名加工情報はそれぞれ以下の通り、個人情報に係る規律の一部が緩和される。

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
利用目的の制限等 利用目的の特定、制限、 通知・公表等	○	○ ・利用目的の変更は可能 ・本人を識別しない、内部での分析 ・利用であることが条件	× (規制なし)
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

4. 公的部門に適用される規律

【個人情報】

保有・取得に関するルール

- ・ 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- ・ 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- ・ 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

保有個人情報：

役職員が職務上作成・取得し、役職員が組織的に利用するものとして保有する、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、容易に検索できる個人情報のみならず、いわゆる散在情報も含む

個人情報ファイル：

容易に検索できるよう体系的に構成したもの（電算機又はマニュアル処理）

保管・管理に関するルール

- ・ 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

利用・提供に関するルール

- ・ 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

開示請求等への対応に関するルール

- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

通知・公表等に関するルール

- ・ 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- ・ 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

【個人関連情報】

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に対して提供する場合、当該第三者が個人関連情報を個人情報として取得することが想定され、必要があると認めるときは、当該第三者に対し必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。

1 個人情報保護委員会事務局 説明資料

2 金融庁 説明資料

3 経済産業省 説明資料

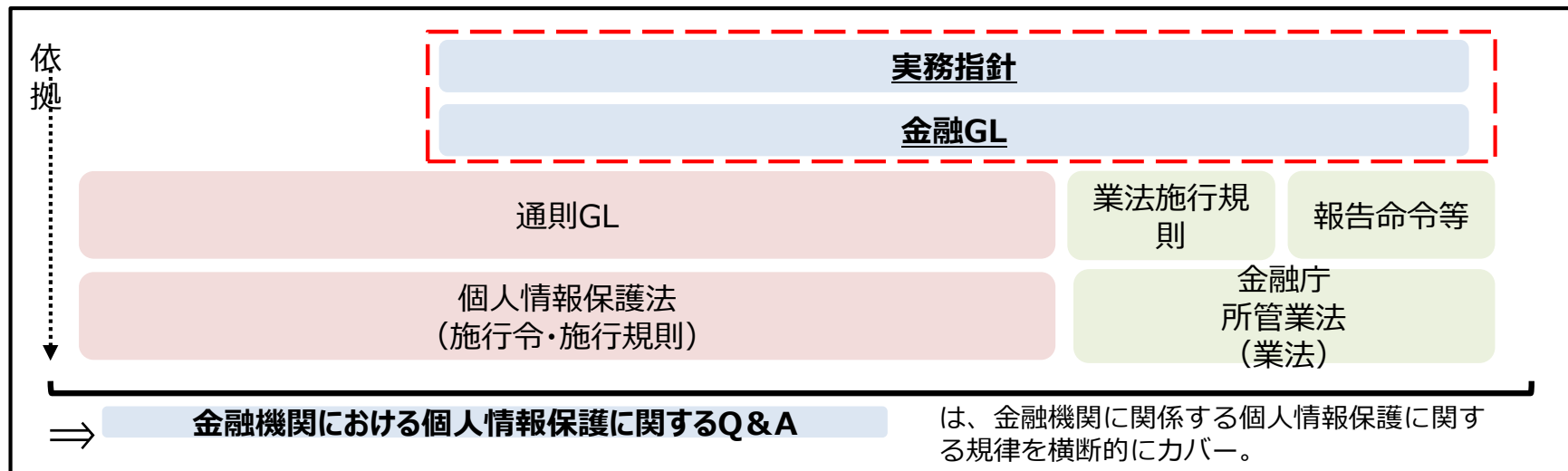
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針について

- 個人情報保護法に基づき、金融庁が所管する分野（金融分野）における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるもの。

※以下、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを「金融GL」、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針を「実務指針」と記載。

金融GL及び実務指針の位置づけ

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの通則編（以下、通則GL）や外国にある第三者への提供編などを基礎に、金融機関等に係る関係法令も踏まえ、金融分野において更に必要となる別途の規律として、金融分野固有の「格別の措置」等に特化している（個人情報保護法第6条及び第9条）。
- ・ 金融GLは個人情報保護委員会と金融庁との連名による告示（ガイドライン）として平成29年に制定。



金融庁所管
個人情報保護委員会・金融庁所管
個人情報保護委員会所管

(参考)金融分野における個人情報保護について(各規定へのリンクあり)
<https://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo-2/index.html>

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の全体像

第1条	目的等（法第1条関係）	第11条	個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条等関係）
第2条	利用目的の特定（法第17条関係）	第12条	第三者提供の制限（法第27条関係）
第3条	同意の形式（法第18条、第27条、第28条及び第31条関係）	第13条	外国にある第三者への提供の制限（法第28条関係）
第4条	利用目的による制限（法第18条関係）	第14条	個人関連情報の第三者提供の制限等（法第31条関係）
第5条	機微（センシティブ）情報	第15条	保有個人データに関する事項の公表等（法第32条関係）
第6条	取得に際しての利用目的の通知等（法第21条関係）	第16条	開示（法第33条関係）
第7条	データ内容の正確性の確保等（法第22条関係）	第17条	理由の説明（法第36条関係）
第8条	安全管理措置（法第23条関係）※	第18条	開示等の請求等に応じる手続（法第37条関係）
第9条	従業者の監督（法第24条関係）※	第19条	個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第40条関係）
第10条	委託先の監督（法第25条関係）※	第20条	個人情報保護宣言の策定（法第21条及び第32条並びに基本方針関係）
※ 第8条～第10条については、実務指針で更に規律。		第21条	ガイドラインの見直し

3. 制度設計の大枠の整理に向けた考え方

（3）セキュリティの確保と利用者情報の取扱い

②利用者情報・取引情報の取扱い

C B D Cは、デジタル決済手段であることから、その利用者情報・取引情報の取扱いが課題となる。個人情報保護の観点からは、プライバシーの確保が前提であり、制度設計の段階から個人情報保護措置を事前に組み込んでいく「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方に沿って検討していくことが重要である。

その上で、プライバシーの確保については、利用者情報・取引情報の利活用を通じ追加サービスの提供など利便性の向上や、A M L / C F Tをはじめ公共政策上の要請への対応とのバランスを図っていくことが必要である。また、公益に資する形での利用もあり得ることも考慮する必要がある。

こうした観点から、まず仲介機関（「追加サービス」について、その他の民間事業者が参入することを認める場合、その他の民間事業者も含む。以下、3.（3）②において同じ。）については、既存の決済手段と同様に、情報の取得・利用や保管・管理等に際し、個人情報保護法など関係法令を踏まえ、取得前に情報の利用目的を特定するほか、必要な期間のみ保有し不要になれば速やかに消去するなど、適切に情報を取り扱うことが基本と考えられる。

（略）

次に、日本銀行については、C B D Cを自らの負債として一元的に発行することになるため、その記録・確認を正確に行うための仕組み（台帳等）の管理を行うこととなるが、利用者情報・取引情報を取り扱う範囲は必要最小限とすることが基本と考えられる。例えば、日本銀行は個別の利用者情報・取引情報を可能な限り取得・保有することがないよう設計することが考えられる。また、仮に個別の情報を取得・保有する場合も、匿名化などの措置を講じることや、必要な期間のみ保有し不要になれば速やかに消去することが考えられる。

一方、政府については、現在の仕組みと同様、平時においては利用者情報・取引情報を取り扱うことなく、A M L / C F Tをはじめ公共政策上の目的に基づき、必要に応じて情報提供を受けることが基本と考えられる。その際、国民のプライバシーに関する懸念を払拭する観点から、その目的や対象を事前に明確にしておく必要がある。

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの内容について①

□ 利用目的の特定（金融GL第2条）

- ✓ 利用目的は、抽象的な利用目的ではなく、提供する金融商品又はサービスを示した上で特定することが望ましい。
- ✓ 特定の個人情報（※）の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示する。
※生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるもの（個人情報保護法第2条第1項）。

□ 機微（センシティブ）情報（金融GL第5条）

- ✓ 機微情報については、原則、取得・利用又は第三者提供を行わない。

□ 取得に際しての利用目的の通知等（金融GL第6条第1項）

- ✓ 利用目的の通知は、原則として書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）による。
- ✓ 自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、適切な方法により公表する。

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの内容について②

□ データ内容の正確性の確保等（金融GL第7条）

- ✓ 預金者又は保険契約者等の個人データ（※）の保存期間については契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した個人データを消去することとする。

※個人情報データベース等を構成する個人情報（個人情報保護法第16条第3項）

□ 安全管理措置（金融GL第8条第1項）

- ✓ 必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた、次のものを含むものでなければならない。

- ・ 組織的安全管理措置
- ・ 人的安全管理措置
- ・ 物理的安全管理措置
- ・ 技術的安全管理措置
- ・ 外的環境の把握

- ※ 事業者は、安全管理措置の内容を本人の知り得る状態に置くこととされていることにも留意する必要（個人情報保護法第32条、同法施行令第10条）。

□ 従業者に対する必要かつ適切な監督（金融GL第9条第3項）

- ✓ 従業者との契約による個人データ保護
従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結する。
- ✓ 個人データ取扱規程の策定による従業者の責任明確化等
個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた従業者の役割・責任の明確化及び従業者への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行う。
- ✓ 個人データの持出し防止のための安全管理に係る取扱規程の確認等
従業者による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び従業者における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備する。

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの内容について④

□ 委託先の監督（金融GL第10条）

✓ 委託先に対する必要かつ適切な監督

金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、個人情報保護法第25条に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

✓ 委託先の選定時の確認

必要に応じて、個人データを取り扱う場所に赴く方法（例：テレビ会議システム等）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行う。

✓ 委託契約の安全管理措置の評価

委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

✓ 再委託の監督

委託先が、再委託先に対して委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が個人情報保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。（例：再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求め、かつ、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等）

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの内容について⑤

□ 報告等の対象（金融GL第11条第1項、同条第2項）

✓ 漏えい等事案について、広範な報告を求めている。

規定	対象となる情報	対象事業者	位置付け
(1)個人情報保護法に基づく報告	個人データ （個人情報保護法施行規則第7条各号に該当する事態（※）が生じたとき）	個人情報取扱事業者	報告義務
(2)各業法に基づく報告	個人顧客に関する個人データ	各業法の適用を受ける全ての金融機関	報告義務
(3)金融分野ガイドラインに基づく報告（(1)(2)を除く）	・個人情報 ・仮名加工情報に係る削除情報等 ・匿名加工情報に係る加工方法等情報 （ただし、個人顧客に関する個人データを除く）	金融分野における個人情報取扱事業者	報告の努力義務

※ 個人情報保護法施行規則第7条各号に該当する事態（4類型）

- ・ 要配慮個人情報の漏えい等
- ・ 不正アクセス等による漏えい等
- ・ 財産的被害のおそれがある漏えい等
- ・ 大規模な（1,000件超）漏えい等

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの内容について⑥

□ 個人データの第三者提供の制限（金融GL第12条第1項）

- ✓ 原則、書面を通じて、次の3つの事項を本人に認識させた上で同意を得る。
 - ① 個人データの提供先の第三者又はこれに代わる情報
 - ② 提供先の第三者における利用目的
 - ③ 第三者に提供される個人データの項目

□ 共同利用の際の通知等（金融GL第12条第4項）

- ✓ 原則、書面を通じて、共同して利用する者を個別に列挙し共同して利用する者の範囲の通知等を行う。
- ✓ 共同して利用する者の外延を示す場合には、本人が容易に理解できるよう共同して利用する者を具体的に特定しなければならない。

□ 個人関連情報の第三者提供の制限（金融GL第14条第1項）

- ✓ 個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、原則、書面を通じて、次の2つの事項を本人に認識させた上で同意を得る。
 - ① 対象となる個人関連情報（※）の項目
 - ② 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

※生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（個人情報保護法第2条第7項）。

1 個人情報保護委員会事務局 説明資料

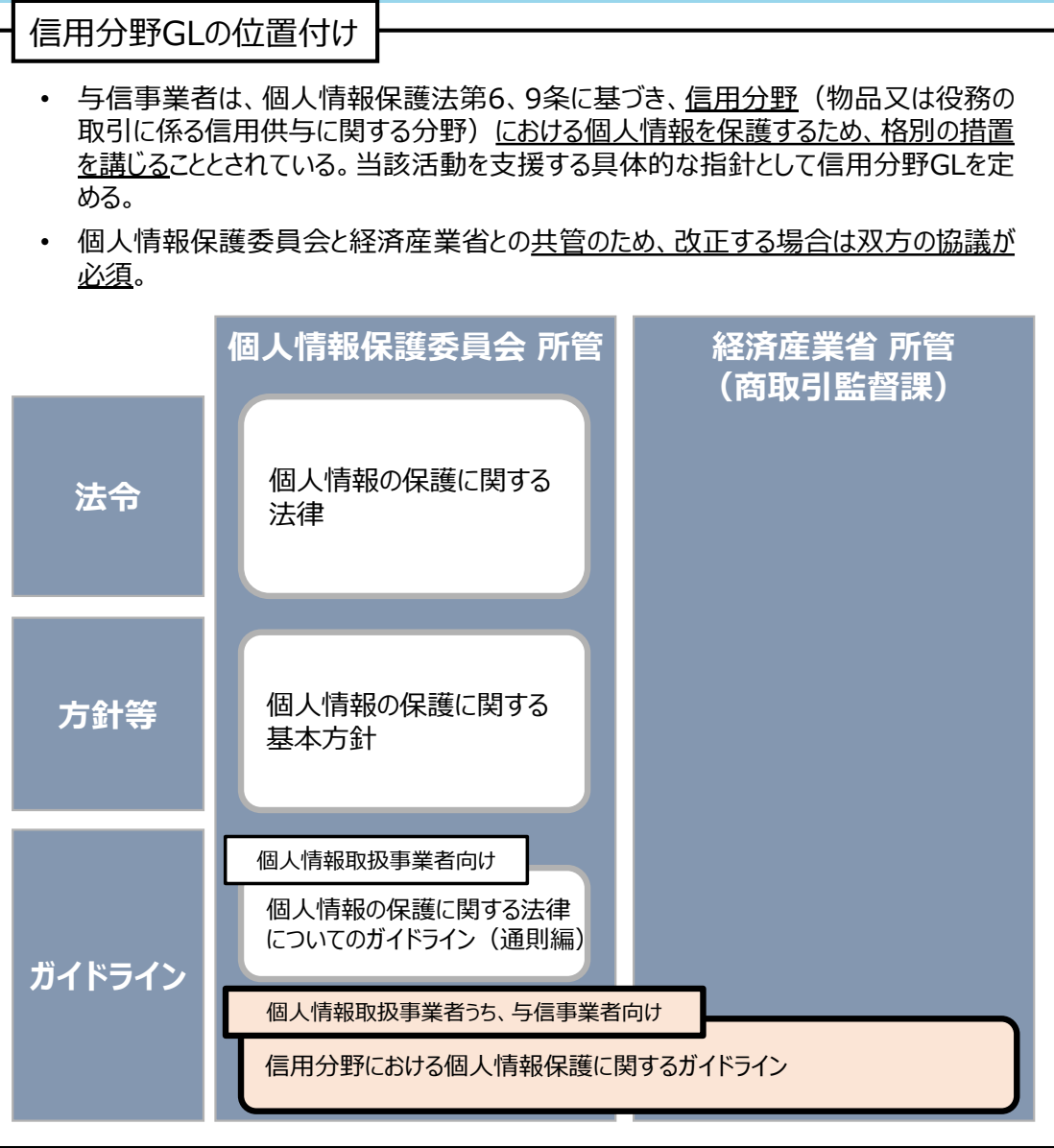
2 金融庁 説明資料

3 経済産業省 説明資料

信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（信用分野GL）について

・ 個人情報保護法に基づき、信用分野における個人情報の保護に格別の措置を講ずるため、与信事業者※に対し、具体的な指針として定めたもの。

※ 個人情報取扱事業者うち、割賦販売業 / ローン提携販売業 / 包括信用購入あっせん業 / 個別信用購入あっせん業 を営む者。



信用分野GLが与信事業者に求めていること

1. 個人情報を信用情報機関に提供や取得する際、利用目的を特定の上、当該利用目的について本人から同意を得ること。
2. 個情法に定める場合を除き、要配慮個人情報の取得、利用又は第三者提供を行わないこと。
3. 個人情報取得の際、利用目的の通知方法を原則、書面とすること。
4. 個人データを安全に管理するため、次を措置すること。
 - ① 保有個人データの保存期間を定め、期間経過後は消去すること。
 - ② 安全管理措置
- ③ 従業者に安全管理措置を遵守させること。
- ④ 委託先選定の際、組織体制の整備や安全管理に係る基本方針等の策定状況を選定基準に定めること等。
- ⑤ 漏えい等が発生した際、個人情報保護委員会等に報告すること。
5. 個人データを第三者に提供する同意を得る際、原則、書面とすること。
6. 個人関連情報取扱事業者から、個人データを取得する際、個人関連情報の第三者提供について本人からの同意が得られていること。
7. 保有個人データを開示する場合、パスワード等を付すこと。
8. 保有個人データを開示する場合、本人確認を行うこと。

組織	個人情報保護に関する方針を公表し、規程や手順書等を整備すること
人	雇用や委託の契約で、安全管理措置に関する事項を盛り込むこと、従業員の教育・訓練を実施すること
物理	個人データを扱う施設を管理すること、機器や装置を保護すること
技術	個人データにアクセスさせる際、IDとパスワード等による認証を行うこと、アクセスの制御や記録、不正ソフトウェア対策等を行うこと
外的環境	外国で個人データを扱う際、当該国の個人情報保護制度を把握の上、適切な措置を講じること